

身寄りのない人や意思決定が困難な人への医療行為の同意に関する実態把握のための研究

研究代表者 山縣 然太郎（国立成育医療研究センター 成育こどもシンクタンク）

本研究は、身寄りがない高齢者等が医療を受ける際に、本人の意向に沿った医療的ケアを受けられる体制の構築を目的とし、特に高齢者等終身サポート事業者（以下、事業者）の役割に着目して、医療に係る意向表明文書の作成支援と活用の実態を調査した。あわせて、厚生労働省が発出・推奨している関連ガイドラインとの整合性を踏まえ、実務に資する支援のあり方を、調査結果を踏まえて「事業者の関わり方」として整理・提示することを目指した。

調査は、全国の高齢者等終身サポート事業者、395 事業者を対象にアンケート調査と、10 事業者へのヒアリング調査を実施した。抽出された課題については、「意向表明文書の目的」「基本認識」「作成支援の留意点」「内容に関する留意点」「裁判例からの示唆」「作成後の支援」の6項目から検討された。

アンケート結果によれば、約 77.7%の事業者が医療意思決定支援を実施しており、約 74.8%が意向表明文書の作成支援を提供していた。特に契約時に作成するケースが多く（78.8%）、作成のきっかけは「事業者からの提案」が約 8 割にのぼった。また、約 9 割の事業者が「延命治療」に関する項目を文書に含めていた。一方で、テンプレートへの署名やチェックリスト方式による対話的なプロセスを伴わない文書作成が少なくなかった。また、文書作成後の再確認を実施していない事業者が約 1 割、医療における意思決定支援に重要な役割を果たす「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」の認知が不十分な事業者が約 4 割にのぼるなど、支援の質や継続性には課題も認められた。さらに、意向表明文書の医療現場での共有や活用に関しても、保管体制や緊急時の提示方法が整っていないケースが確認され、文書が十分に活かされていない実態があった。判例分析では、事前指示書の適用場面が不明確な場合に医師の善管注意義務が問われ、責任が争点となる事例も見られた。これにより、文書には適用場面や意向の背景を明示することが不可欠であることが示唆された。

以上を踏まえて策定した「「身寄りがない人への医療行為の同意に関する実態把握のための調査」を踏まえた医療に係る意向表明文書についての高齢者等終身サポート事業者の関わり方」では、十分な対話によるプロセスを経た支援の必要性、意向内容の具体化、関連ガイドラインとの整合性、更新・再確認の体制整備、緊急時対応に配慮した保管・共有の重要性を明記した。

本研究は、事業者が意向表明文書の作成支援を担ううえでの基本的な枠組みを提示したものであり、今後は、事業者への継続的な研修、既存ガイドラインの周知、医療機関との情報共有の連携構築、文書の更新・再確認を含めた支援の持続可能な体制づくりが求められる。本研究結果は、共生社会の実現、今後さらに増加が予測される「身寄りがない高齢者」に対する医療支援の制度設計に資するものである。

厚生労働行政推進調査事業費（地域医療基盤開発推進研究事業）

総括研究報告書

班員・担当者一覧

	氏名	所属	職名
研究代表者	山縣 然太郎	国立成育医療研究センター 成育こどもシンクタンク	副所長
研究分担者	田宮 菜奈子	筑波大学医学医療系ヘルスサービスリサーチ分野	教授
	武藤 香織	東京大学医科学研究所公共政策研究分野	教授
	橋本 有生	早稲田大学法学学術院	教授
	熊田 均	熊田法律事務所	所長弁護士
	山崎 さやか	健康科学大学看護学部看護学科	講師
研究協力者	山下 陽子	今池法律事務所	弁護士
	木矢 幸孝	東京大学医科学研究所 公共政策研究分野	助教
	村上 文子	東京大学大学院学際情報学府・人間情報学コース	修士課程

A. 研究目的

本研究は、身寄りが無い、または家族等からの支援を受けられない高齢者等が、医療を必要とする場面において、本人の意向に基づいた医療的ケアを実現するために必要な支援の在り方を明らかにすることを目的として実施された。特に、近年増加傾向にある高齢者等終身サポート事業者（以下、事業者）が果たす役割に着目し、医療に係る意向表明文書の作成支援およびその活用において、事業者がどのように関与しているのか、また関与する際の留意点や課題は何かを実態調査により明らかにし、「事業者の関わり方」として整理・提示することを目的とした。

加えて、本研究は、厚生労働省が策定した「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（2024年策定）」や、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（以下、「プロセスガイドライン」）等との整合性を踏まえたうえで、実務に資する具体的な支援のあり方を示すことも目的とした。

B. 研究方法

本研究は、事業者を対象としたアンケート調査およびヒアリング調査を実施し実態把握を行った。調査から抽出された課題を6つの点から検討し、「「身寄りが無い人への医療行為の同意に関する実態把握のための調査」を踏まえた医療に係る意向表明文書についての高齢者等終身サポート事業者の関わり方（以下、事業者の関わり方）」を作成した。

1. アンケート調査

対象：395の高齢者等終身サポート事業者
方法：調査票の郵送し、郵送およびMicrosoft Formsにより回収（選択方式・自由記述を含む）した。

期間：令和6年9月～11月

2. ヒアリング調査

対象：アンケート調査で同意を得た10事業者（法人種別や地域等の多様性を考慮）

方法：Zoomまたは対面によるインタビュー調査

実施時期：令和6年10月～11月

3. 「事業者の関わり方」の策定

調査から抽出された課題については、以下の6つの視点から対応方法や留意点を検討した。

1. 「事業者の関わり方」の目的

2. 事業者による意向表明文書の取り扱いおよび作成支援に関わる際の基本認識

3. 事業者による意向表明文書の取り扱いと作成支援についての留意点

4. 意向表明文書の内容についての留意点

5. 患者等の「事前指示」の有効性等が争われた裁判例調査からの示唆

6. 意向表明文書作成後の支援

調査から抽出された課題を6つの点から検討し、「事業者の関わり方」を作成した。

（倫理面への配慮）

本研究は、国立成育医療研究センター倫理審査委員会の承認を得て実施した（受付番号2024-088）。

C. 研究結果

1. 事業者の属性および医療関連サービスの実施状況

回答事業者の法人形態は、一般社団法人（49.6%）、NPO法人（28.8%）、株式会社（12.2%）など多様であった。

提供サービスは、身元保証、死後事務、日常

生活支援に加え、医療に係る意思決定支援があり、約77.7%の事業者が何らかの形で医療的意思決定支援に関与していると回答した。

2. 医療に係る意向表明文書の作成支援

約74.8%の事業者が意向表明文書の作成支援を実施。作成のタイミングは「契約時」が最も多く(78.8%)、サービス利用の初期段階で文書作成を促す体制が整えられている。作成のきっかけは「事業者からの提案」が約8割を占めた。約9割の事業者が文書に延命治療に関する意向を含めており、入院時や緊急搬送時に提示・活用された事例も報告されている。

3. 文書の内容・形式と支援の実際

多くの事業者が、包括的なテンプレートやチェックリスト方式の文書を用いていたが、対話に基づく丁寧な作成プロセスは一部に限られていた。文書の更新や再確認を行っていない事業者が1割程度存在し、文書の鮮度・有効性に課題が残る。

また、「プロセスガイドライン」の存在を知らない事業者が約4割にのぼり、関連ガイドラインの浸透にも課題があった。

4. 医療現場との連携・活用上の課題

意向表明文書の情報共有体制が不十分で、医療機関側で内容が活かされないケースもある。

緊急時の提示ができない、文書の所在が把握されていないといった運用上の課題も散見された。

5. 判例からの示唆

医師の善管注意義務が争点となった複数の判例からは、「文書の適用場面の不明確さ」が医療者の判断を困難にし、法的責任のリスクを生じさせることが明らかとなった。これらの結果を踏まえ、意向表明文書は「適用場面を明確

に記載する」必要があることが示唆された。

D. 考察

調査の結果、医療に係る意向表明文書が、終身サポート事業者の現場において比較的広く取り扱われている一方で、その作成過程の質や運用の継続性にはばらつきが見られた。

特に、文書作成時の対話的プロセスの不足、ガイドライン認知の低さ、更新・共有体制の不備、そして緊急時の対応の難しさなど、実務上の複数の課題が浮かび上がった。

加えて、裁判例分析からは、文書の内容がいかに関医療現場での判断に資するものであるか、という視点が極めて重要であることが明らかとなった。すなわち、「文書がある」こと以上に、「文書の記載内容が具体的で、適用場面との整合性がある」ことが求められる。

そのためには、事業者を対象とした、関連する倫理的・法的知識に基づいた研修・支援体制の構築が喫緊の課題である。

E. 結論

本研究により、高齢者等終身サポート事業者が医療に係る意向表明文書の作成支援を担っている現状とその具体的な課題が明らかとなった。また、調査結果と既存ガイドライン・判例分析を踏まえた「事業者の関わり方」は、意向表明文書の作成支援・更新・活用までの実務の道しるべとして活用可能な内容となっている。

今後は、事業者に対する系統的な研修体制の整備、ガイドラインに即した支援内容の標準化、医療現場との情報共有システムの整備、文書の更新・再確認を含めた長期的支援体制の確立等が重要である。

本研究の成果は、高齢化の進展とともに拡大する「家族のいない高齢者」への医療支援体制

の構築に向けた、政策的・実務的基盤として活用されることが期待される。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

村上 文子, 武藤 香織, 木矢 幸孝, 山崎 さやか, 熊田 均, 山縣 然太朗「高齢者等終身サポート事業者による医療に係る意向表明文書に関する調査－中間報告－」日本臨床倫理学会第12回年次大会 2025年3月16日

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし